

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中12名です。
定足数に達しておりますので第21回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

異議ないものと認め指名いたします。
9番委員と10番委員をお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
はじめに、第84回議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第84号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。
所有権移転7件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は相手方要望のため譲り渡すもので、新田面公園南へ90m、門原野バス停から北西へ約500mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車それぞれ15分、20分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と妻、子があり、農作業歴は申請者、妻共に30年であり、農作業に必要な農機具を導入予定です。

年間予定従事日数は申請者、妻共に150日、子は300日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は5,221㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻、柿、みかんの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は管理困難のため譲り渡すもので、八名小学校より南へ約250mにある農地です。

申請地は耕作者の自宅から自動車2分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と母があり、農作業歴は申請者が25年、母50年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間予定従事日数は申請者170日、妻300日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は5,786.61㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢で耕作が難しいため譲り渡すもので、Sバス塩瀬線知幸部バス停から南西へ約315mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩1分(0.01km)の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と妻があり、農作業歴は申請者が18年、妻11年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間予定従事日数は申請者が320日、妻が280日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は13,625㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は遠隔地居住のため譲り渡すもので、Sバス布里田峯線大輪バス停から北東へ約246m以内（御堂ノ下）、同バス停から北へ約200m以内（石神）にある農地です。
申請地は譲受人の自宅から自動車で1分（0.2km）の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者・妻共に10年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間予定従事日数は申請者が200日、妻が90日であり、必要な農作業従事をしています。
取得後の経営予定面積は1,623㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、果樹（ブルーベリー）の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番。譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は高齢で耕作が難しいため譲り渡すもので、JR飯田線三河槇原駅から北西へ約738m以内にある農地です。
申請地は来年4月から5月入居予定の譲受人の自宅から徒歩1分（0.01km）の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者・妻共に7年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間予定従事日数は申請者が100日、妻が50日であり、必要な農作業従事を予定しています。
取得後の経営予定面積は2,161㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、お茶、密（しきみ）、タラの芽、野菜、柿、栗、梅、みかんの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番。平成31年1月から譲渡人から賃借しており、売買により所有権移転するものです。
譲渡人は維持管理困難のため譲り渡すもので、豊鉄バス大草バス停から南西へ約185m以内にある農地です。
申請地は譲受人の自宅から徒歩1分（0.06km）の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者と父がおり、農作業歴は申請者が3年、父が60年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間予定従事日数は申請者が200日、父が100日であり、必要な農作業従事をしています。
取得後の経営予定面積は6,184㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番。譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は農地管理ができないため譲り渡すもので、能登瀬公民館から北西へ約186m（大道西43）、北へ約128m（大道西81）、北東へ約140m（上ノ平38）にある農地です。
申請地は譲受人が入居する予定の自宅から自動車で3分（0.3km）の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は申請者のみ、農作業歴は0年であり、農作業に必要な農機具は購入予定です。
年間予定従事日数は申請者が180日であり、必要な農作業従事を予定しています。
取得後の経営予定面積は1,625㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、栗、白菜、大根、お茶、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

	<p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から7番について、許可相当であることを原案といたします。これで、第84号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第84回議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第84回議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第85回議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第85号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。 所有権移転9件、使用貸借権設定3件です。 議案書6ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件は転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第85号議案番号1に土地利用計画を添付してあります。 この案件について譲受人は、名古屋市にて売電事業を営んでおり、今般、事業拡大に伴い、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、名古屋市にて売電事業を営んでおり、本市内における太陽光発電施設設置工事に際し、申請地を資材置場とするものです。 農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号3番と5番について、申請事由と事業者が同一であるため、一括で説明させていただきます。申請者、申請地記載のとおり。この案件について譲受人は、静岡県に本店を置き、売電事業を営んでおります。今般事業拡大に伴い、申請地を太陽光発電施設とするものです。</p>

農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、静岡県にて売電事業を営んでおり、本市内における太陽光発電施設設置工事に際し、申請地を資材置場とするものです。

農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、借人は、豊川市内のアパートにて、妻と子の家族3人で生活をしているが、現居住地が手狭となり住宅を建築を検討したが所有する土地はなく、父所有の申請地を借りることとなり、申請地に住宅を建築するものです。

農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域（目安として概ね500m以内）にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率は30.02%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、借人は、市内にて農業に従事しておりますが、所有する大型農業機械をすべて収容できない状態です。今般、申請地に農業用倉庫を建築し、現在の状況を改善するとともに、農家住宅を建築するものです。

以前から申請地を駐車場として利用していたことの始末書が添付されています。

農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域（目安として概ね500m以内）にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率は39.04%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、譲受人は、豊川市に本店を置き、資材類の管理業務を請け負っております。今般、事業拡大に伴い、既存所有地の収容が限界となるため、申請地を資材置場とするものです。

農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は道路から自有農地への通路幅が狭く不便であったが、今般譲渡人所有地を譲り受けることとなり、当該地を分筆した申請地を耕作通路とするものです。

なお、当初は耕作通路ではなく住宅建設予定地への車両通路を計画していたため、令和4年3月に整備着手し、農地から通路にしたことへの始末書が添付されています。

農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号10番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は申請地を昭和49年建築の住宅・農業用倉庫を逐次改造して長年借地し居住していますが、正式に売買することになり調査結果、農地であることが判明し、今般地目上の改善を図るために申請するものです。

農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、農家住宅・農業用倉庫として転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号11番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、春日井市に本店を置き、売電事業を営んでおります。今般事業拡大に伴い、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号12番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、借人は居宅の老朽化に伴い、新しく住宅の立て替えを検討しています、自己所有地がない借人の父が所有する農地を借り受け、申請地に住宅を建築するものです。

農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率が24.27%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

	<p>以上、第85号議案12件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第85号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第85回議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第85回議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第86回議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案 について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第86号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 賃借権設定3件、使用貸借権設定3件、合計6件であり、内新規設定が3件です。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。 申請番号1番 新規就農です。 愛郷地内の田4筆、畑1筆、計3, 047㎡に使用貸借権を設定し野菜の作付けをします。 申請番号2番 新規就農です。 愛郷地内の田6筆、畑1筆、計3, 147㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。 申請番号3番 井道地内の畑3筆1, 123㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>4～6番は更新案件です。</p> <p>以上、番号1番から6番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので</p> <p>第86号議案につきましては適当であることを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
9 番	<p>はい。番号1番と2番についてですが。遠い所から農業従事をするんだなという印象を受ける方がいると思われませんが、これは鳥獣捕獲の関する取り扱い要綱に基づいて、田畑を借りるというものです。 この要綱では、市外に住所を有する本市内において農地管理をしていることが認められるものという1文があり、その管理面積が合計で30a以上と決められています。この基準に基づいてこの2人は農地を借りているということです。</p> <p>旧鳳来地区は非常に鳥獣被害が多く、農地を荒らされたために農業をやめてしまう方が多いです。このような深刻の状況で、泊まり込みをして鳥獣捕獲をしてくれるという点で、私たちとしては大変ありがたい気持ちです。以上です。</p>

議 長	その他、発言ございませんか。
議 長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号5、6番について、3番委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	続いて、番号5、6番になります。ここで委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、鈴木委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第86回議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議 長	次に第87号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。事務局よりお願いします。 それでは第87号議案についてご説明いたします。 議案書13ページをお開きください。農用地除外が2件です。 次のページをご覧ください。別添の農用地区位置図ともあわせて説明させていただきます。 番号1番、別添図版は右肩に①と記入した図面が、それぞれ航空写真、位置図、公図の順に閉じてあります。 申出者申出地記載のとおり。この案件は、新城市富永字遠松55番地に分家住宅1棟を建築するため除外するものです。 申請者は現在アパートで暮らしているが自己所有地はなく、父の実家には父、母、兄、姉、祖母が生活しており、また以前生活していた市内七郷一色地区については、過疎により生活自体が厳しくなっています。建築可能な土地については、申請地しかなく、都市計画法許可については、愛知県建設事務所に事前相談を行い、見込みありと返事をいただいています。また、当該地は集落に接続し周辺農地及び担い手への農地利用集積について影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。 なお、申請者については、土地所有者(父親)から当申請についての、同意書及び委任状をいただいております。 続きまして番号2番、図面の右肩に②と記入してあります。 申出者申出地記載のとおり。この案件は、新城市井代字シマ34番地に住宅を1棟建築するため除外するものです。 申出者は当該地の東側の字シマ36番1、34番1に家族4人で居住しており、自動車販売、整備業を営んでいますが、整備工場が老朽化しておりまた手狭となっているため工場の増築を検討しています。工場建築に際しては34番1の住宅を取り壊し、36番1、36番2、34番1、35番にかけて建築するため、現在の宅地部分は工場用地として利用するため、自宅を申請地に

	<p>移転建築し、現在の自宅部分は工場、事務所等として利用します。当該地は集落に接続し周辺農地及び担い手への農地利用集積の影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。</p>
	<p>第87号議案の説明は以上です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第87回議案については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書17ページをご覧ください。 報告第1から第5、報告案件計25件について説明いたします。 (議案書17ページから26ページの内容を議案書のとおり朗読)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第21回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p>
	<p>午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。</p>
	<p>上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する</p>
	<p>議 長</p>
	<p>委 員</p>
	<p>委 員</p>